平成 27 年度第１回周南市行政改革審議会会議録

●日　時	：	平成２７年８月１８日（火）１８時００分～１９時３０分
●場　所	：	周南市役所本庁　本館２階　第２応接室
●出席者	：	行政改革審議会委員１２名
●事務局	：	藤田行政改革推進室長、道源主幹、末次補佐、三浦係長、潮田主任、山本主任、寺尾主任
●傍聴者	：	なし

１．市長あいさつ

２．新任委員紹介

　平成２７年４月１日付就任委員の紹介

３．議題

（１）会長選出

○事務局　早速本日の議題に入る。

　これ以後の議事については、周南市行政改革審議会規則第５条第１項に、「審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。」と規定されているが、会長が辞任されているので、同規則第４条第３項に、「副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。」と規定されているとおり、副会長に議事進行をお願いしたい。

○副会長　それでは、会議次第に基づき、議事を進める。

議題（１）会長選出について、この度は、会長である委員が辞任されたことに伴い、新たに会長の選出を行いたい。

　周南市行政改革審議会規則第４条第１項により、「審議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選により定める。」と規定されているので、委員の皆様の互選により、会長を決定させていただきたい。

　ご意見があればお願いしたい。

○委員　　天内副会長にお願いしてはいかがか。

○副会長　その他ご意見がないか。

〇委員　異議なし。

〇副会長　では、前会長にかわって、会長をつとめさせていただきたいと思うので、よろしくお願いしたい。

（会長あいさつ）

〇会長　続いて、副会長が不在となったので、新たに副会長の選出を行いたい。
こちらについても、周南市行政改革審議会規則第４条第１項により、委員の皆様の互選により、決定させていただきたい。
ご意見があればお願いしたい。

〇委員　事務局に一任でよいのではないか。

〇事務局　それでは、この度、学識経験者として加わっていただいた坂本委員にお願いしてはいかがか。

〇会長　ご異議がなければ、拍手をもって、ご承認いただきたい。

（　拍　手　）

〇会長　ただいま、委員の皆様のご承認をいただいたので、副会長が決定された。
以上で議題（１）を終了する。

（２）第２次周南市行財政改革大綱実施計画平成２６年度及び５か年度実績について

〇会長　次の議題に入る。議題（２）第２次周南市行財政改革大綱実施計画平成２６年度及び５か年度実績について、資料に基づき事務局から一括して説明し、その後委員の皆様からのご意見を伺う方法で進めて参りたい。それでは、事務局から説明をお願いする。

（事務局から、内容説明）

〇会長　ただ今の事務局からの説明があったことについて、質問や意見などはあるか。

〇委員　概要版の最初のページの円グラフの上に記載してある計画実施率が９５．１％となっているが、具体的には何を示しているのか。

〇事務局　平成２６年度単年度の数字になるが、同じページの表の中にある実施、一部未実施それの合計の数字になる。

〇事務局　つまり、分母が６１件、分子が５８件で、その率が９５．１％ということです。

〇委員　効果額合計が１４億となっているが、これは、例えば定量目標や目標数値に対する達成率というものがどこかに記載があるか。

〇事務局　実施状況表を見て頂くと、各項目に、成果指標・効果額の実績数値や目標に対する達成率が記載されている。
効果額累計は、ここでいう効果額の平成２６年度の合計を記載している。

〇委員　資料を見る側としては、実際に行うのは難しいため記載していないのかもしれないが、概要版の最終ページ１６頁に実績が１４億とあるが、その左側に目標数値が上に並んで記載されている。数値目標がしっかり設定されているのであれば、例えば、目標がいくらで実績が１４億だったと記載をすれば、数字ベースでの達成率がわかるのに、それがわかるように記載されていないのは何か理由があるのか。記載すれば、容易に、お金ベースで収入と削減でどれだけ努力しているのかが見えてくる。

それから、あまり内容は全て把握できないが、これだけ広範囲にわたってしっかり仕事をされているにも関わらず、具体的なランクをＳ，Ａ，Ｂでつけると、例えば目標の９７％位まで達成をしているのに、ランクをつけるとそれがＢになってしまう。そうすると、全体での目標達成率が４４％となる。がんばっている割には、達成率の表記が厳しすぎる感じがする。目標数値の合計に対する達成率とすれば、一番正しく評価できるのではないか。

また、達成率の評価のつけ方については、例えば１，０００万円に対して９９７万円だと×にしてしまうやり方よりは、Ｓ，Ａ，Ｂだと、Ｂの中にランクをわけてＢの９０％以上であるとか、成績評価でもあるＡＢＣというものを用いてＢのＡのような形にしないと、概要版の１ページ目、２ページ目だけを見

た場合にさぼっているように見える。全部見ると相当努力されていることがわかるので、評価の仕方がもったいないという印象をうけた。

○事務局　ありがとうございます。第２次大綱は終了するが、第３次大綱、また来年から評価・検証して参るので、今いただいたご意見をいかしていきたいと思う。私どもも気になっているのが、おっしゃられたように４４．３％という数字、どうしても効果と数字を分けてしまうとこうなってしまうということもあり、実は気になっていたところである。段々目標を年度ごとに厳しくしているというのもあって、後半になると達成率は下がる部分もあるが、目標の見極め、目標自体も必要に応じて変えることもできる。そのあたりも見据えながら、いただいたご意見を反映していきたい。

○事務局　実際今言われたように、Ｂの「計画通りに実施できなかった」というのが３２件あったわけだが、全然目標と乖離しているかというと、近づいている部分もあるので、もう少し細分化した形で皆さんに業務を公開すべきで、より良く理解してもらう方法を考えなければならないと思う。第３次大綱の進捗状況の把握の際には今言われた意見をしっかりいかしていきたいと思う。

○会長　この評価が自己評価になっているというのがちょっと問題と思う。自己評価をすると、厳しくなるか、やさしくなるかのどちらかになるが、これを見る限り、どちらかというと自分で自分の首をしめているように見えなくもない。例えば、委員が言われたように、９０％達成できているものは、普通は達成したという話になるのではないか。杓子定規に目標数値、達成数値となると、達成できなかったとなるので、工夫した方がよいと思う。

○委員　収納率のところ、介護保険は年金から強制徴収されている。実施状況表を読んでいると、高齢者が増える、とか介護保険料が上がるから、とか色々書いてあるが、実際には年金からの天引きである。はっきり言うと市役所の努力はゼロであり、何もしなくても自動的に振り込まれる。全て一緒にして９８％でなくて、その部分と、職員が頑張った部分を分けて考えないといけないと議論として全く意味がないと思う。

○事務局　言われるのは、年金部分から自動的にひくのが努力した結果かどうか、というとそうではない。その辺をきちんとわけないといけないと。

○委員　収納率では、国保も一緒である。要するに天引きで、昔は持って行っ

ていたが、今は国の方策で年金から全部天引きにする。天引き部分について、全然この数字、徴収率に反映されてない。

〇事務局　きちんとわけるべきではないか、ということですね。

〇委員　１００％の部分についてはどちらになるのか、これは市役所の仕事ではない、というように、きちんと分けないと収納率の資料にならないと思う。他のものにも影響が出る。

〇委員　　使用料手数料の適正化について、負担の公平を図るために色々考えると書いてあるが、負担の公平化というのは、言葉としては簡単だが、なかなか難しい。例えば、政策的にむしろ無料にした方がよい、ある場合によっては直接金を使う方がよいのではないか。そうでなくてやはり使用料をとっているのだからもっとちがう公平をとらなければならないのではないかという部分もある。そのようなことを考えずに、単に公平という概念でよいのか。市長が言うには、自助・共助・公助、ということであるならば、むしろ周南市がもっと、まちづくりの政策上こうする、政策を反映してこういう負担にする、というようにそういうものがないと、減免規定の見直しを検討するといっても、基準とは何なのか、公平な基準というのは何なのかが問われる。これに関しては何回も言っているが。

〇事務局　委員が言われるように、ここに書いてあるのはコスト計算だけ書いてあるので、市が進めている施策のなかで、どれを実際やるのかというと、こちらは市がみようとか、これはやはり適正に負担してもらおうとか、コスト計算だけではなく、そういう部分がやはり必要だということですね。

〇委員　例えば保育園幼稚園のことになると、さらにその基準が問題になると思う。公平といったり負担の公平化とか減免規定の見直しといっても、将来の子供たち、学校について、政策を決めてもらわなければいけないと思う。

〇事務局　実施状況表に書いてあるように、３年に一度見直しをしている。施策に応じて、市が、例えば子育て施策はしっかり市が負担していこうというように、見直しの時点で当然施策を反映しながら実施していくという形になると思う。

〇委員　負担の公平化とか減免規定を見直すだけでなく、そういう言葉がない

と意味がないと思う。

〇委員　　対応方針というのは、どのようにしてこの内容を検討されたのか。

〇事務局　所管課内部で検討している。

〇委員　　それではその質問の続きで、２６ページ地方公営企業等の経営の健全化実施項目１３の対応方針に、老人保健施設の効果をあげるための方針が書いてあるが、「近隣介護居宅支援事業との連携を強化するためにパンフレットを作成するなど新規利用者の獲得を図る」ということが書いてある。これは確かに地域医療課の目標を達成するためには、方針として正しいと思うが、あくまでも老人保健施設が空いてきたから近くの介護居宅支援事業所に営業をかける、というような話でよろしいか。今せっかく在宅において、福祉で暮らしている方に対して、営業をかけていくという内容に、果たして介護保険担当課が聞いたときにこの方針でよいのかと思う。そのあたりがあまりにも縦割りになっているのではないかと思うので、そういったことも含めて対応内容・方針を検討される必要があるのではないかと思う。

〇事務局　実際の動きと、在宅とか施設とかの福祉に関する動きが離れている。それは、各課が縦割りになっていて、国全体の動きや関係課への理解がなされていないことからこういう状況が発生するということですね。

〇委員　　介護保険担当課は抑制しようと努力してらっしゃって、もう一方地域医療課は老人保健施設への営業をかける。これがすごく矛盾していると感じた。

それともう一つの観点で実施項目３６の５３ページ、就学前児童の通園施設の再検討となっているが、担い手確保について民間の担い手確保優先となっているが、大きな課題はどちらかというと保育士の確保であると思う。民間に対しての委託というよりも、公的なところであれ民営であれ、今保育士が足りないという状況で、それが民間に任せたからといってうまくいくという話ではないと思う。行政としても積極的に、行政機関、養成校、保育士の職能団体等との連携や情報交換をしっかりしていかないと、民間に任せたから問題は解決するという問題ではないと思うので、そのあたりについても、内容も含めて対応方針というのをもう一度検討していただけないかなと思う。

〇事務局　わかりました。現在の状況において、視点が少しずれているという

ことですね。

○委員　そのとおりである。

○委員　地域審議会の代表としてこの場にいるが、実施状況表の２０ページ、地域統合補助金の導入を視野に入れながら、今後の補助金のあり方について研究を行う、と書いてある。

十何年支所長の仕事を見ていると、地域の挨拶要員であるが。基本的に支所長というのはその地域文化の育成等を行う。現在問題になっているのは、地域に息づいている団体の高齢化であったり、地域づくりの根幹である役員、団体の長や役員をやりたがらなかったり、ということである。老人会にしても高齢者は増えているが、どんどん加入ペースは落ちている。子ども会はなくなり、婦人会は昔になくなり。地域で自治会に入らない人がどんどん増えている。

様々な地域で、団体の役員のなり手がないという問題が起きており、役員になってみるとどこの団体にいっても同じ名前ばかり並んでおり、兼務している。高齢化、長期化、兼務化という問題が起きている。このような状況をどうするかが、地域づくりの根幹に関わる問題である。

そこで地域統合補助金です。支所長に権限を与え予算をとり、支所長権限で、年間でいくらか決裁権をもって地域づくりをする。そのようにして支所長が思ったことをしなければ、中心市街地は様々な手法で援助等がされるのだろうが、地域は過疎化して人が段々減り、交通手段もなくなっていく。また、地域の方は現状として、公共施設再配置について、公民館、建物はなくなってもよいが、橋だけはなくならないようにしてもらわないと困ると言われている。地域統合補助金の導入というのは、どういう意図でここに書かれているのか。

○事務局　こちらが６年前に作成したわけだが、今おっしゃったようにそれぞれの地域にある程度権限を持たせて、そこに補助金をとり運営してもらうという意図があったのは確かである。ただ、今は、まちづくりで「共に」というキーワードを市長が掲げている。地域がそれぞれ手を結び、コミュニティづくりも含めて共に横の体制を作っていかなくてはならない中で、もう一度そのあたりのコミュニティ、地域づくりの体制を見直していかなければならないと思っている。見直していく体制のなかで、権限の付与であるとか、現段階ではっきり申し上げることはできないが多少自由に使える予算も含めて改めて検討していかなければならないと考えている。

○委員　他の団体のことをいうと、永源山ボランティアは、永源山のことにつ

いて様々なボランティアを行うが、祭り等がある際は、夜間や土曜日、日曜日は職員がいないので２０名程度のボランティアが活動を行う。ただ、監査が入り、コーヒー代として使用している部分が大きいと言われた。そうだと思う部分もあるが、ボランティアのうち３人は、一年間にわたり毎週月に２回か３回程度、午前８時から午後５時まで活動している。そこで補助金を人数で割ってみると、１人年間６，０００円であり、その中から帽子やジャンバーを買わなければならず、１人あたりの残金は１，０００円もない。しかし、その１，０００円でコーヒーを飲むと、良くないと言われる。項目を分けて請求すればこのような事態は起きないかもしれないが、地元の方々が活動しているので多少大まかな部分もあるとは思うものの、会費は身に着けるものを購入すれば残金は１，０００円もないにも関わらず、コーヒー代を払えば指摘されるとなると、もうやめようかという話になる。補助金が必要というわけではないが、杓子定規に行うのではなく、地域を含むまちづくり、地域づくり、文化づくりという観点で実施していただき、考えないといけないと思う。

〇事務局　そのような部分に様々な課題があるので、各総合支所に裁量を持たせて執行していかないといけないのではないかということですね。

〇委員　そうである。

〇委員　５ページのふるさと納税のことだが、前回周南市は３，２００万円活用している。隣の下松市や光市はどうかというと、光市が２１７万円程度、下松市が確か１５万円であった。周南市への納税は、なぜこのように多いのか。

〇事務局　やはりそれぞれ周南市を思う気持ちがこのふるさと納税に込められているのではないかと思う。最近、納税した方への返礼品が度を越しているのではないかと話題になっているが、周南市の場合はそういったことはない。ある程度、常識の範囲内で実施しているので、その差は、ＰＲという部分とやはり周南市を愛するという部分がふるさと納税につながっているのではないかと思う。大変貴重な自主財源になるので、大変ありがたいことであると考えている。

〇委員　納税された方について、個人なのかあるいは企業なのか。

〇事務局　平成２６年度の件数の実績は、個人の方が市内市外あわせて４６６件、法人その他の団体が２４件、計４９０件のご寄附をいただいている。

〇会長　民間委託のところで、ＰＦＩ、Private Finance Initiative について、大抵の方がよくご存知ないと思うので説明していただけないか。

〇事務局　ＰＦＩというのは今おっしゃられたように Private Finance Initiative の略で、民間資金と民間のノウハウを活用して公共施設を整備していく手法である。元々はイギリスのサッチャー政権において、財政状況が悪化したときに始めた制度である。日本の場合として考えると、日本の民間の金融機関は会社と銀行の付き合いであるため、ファイナンスごとにそのようなものを設定するという部分がなかったために、日本ではなかなか普及してこなかった。ただ、現在安倍内閣になり、成長戦略のなかで民間資金を活用して公共施設の整備を進めていくということで、ＰＦＩが推進されている。

　この制度には、ＰＦＩ法という法律があり、この法律に基づいて実施していくが、平成２３年４月に法改正があり、大変実施しやすいようになった。例えば、ひとつ例をあげると、現在本市で検討しているのが、中学校に空調を設置していくということである。全教室に設置するが、市が予算措置をして実施していくと複数年かかるが、民間資金を導入して実施すると２か年度程度で整備できる。加えて、民間に対して整備だけではなく、整備後の維持管理まで含める。空調でいうと、１３年程度を維持管理まで全て含めて依頼し、費用を１３年で分割していくというやり方である。従来の方法では、５年計画で段階的にしか設置できなかったものが、民間資金を活用することで短期間で設置できる上に管理までしていただいて、償却にあわせて分割で支払いをしていくという方法で、現在どこの自治体も細かいものから大きいものまで積極的に活用しているのではないかと思う。

　ただ、現在山口県内の実績は４件しかない。最も古い事例では、国が美祢市にＰＦＩの手法によって、民間の資金を活用して、刑務所を整備し、管理まで発注している。最近の事例では、下関市の武道館を国体の開催にあわせて整備したが、こちらも民間の資金を活用して、設計から整備、管理まで一括発注して、長期にわたって費用を返済していくというものである。

　このように、民間にとっては仕事ができ、公共にとっては長い期間の分割で支払いをしていくので単年度あたりの支払額が少なくて済む、という利点が互いにある。先ほどの空調整備でいうと、実際の設計から施工、工事、またこれまで空調に維持・管理という発想はなかったが、実際生徒が日頃快適に学習するためにはきちんと維持・管理をしないといけないということで、１３年間の管理業務をつけている。その期間を市の方では分割して支払いをしていくので、従来一度に設置できなかったものが、設置できる。維持・管理もきちんと民間

に行っていただける。
　民間の資金とノウハウを活用して、公共施設を整備するというのが、Private Finance Initiative という手法であるので、そういうイメージで考えていただきたいと思う。

〇会長　先ほどふるさと納税の話がでたが、私は、周南市は宣伝が下手だと思っていて、その割には意外に納税している方がいると思い驚いたのだが、ホームページが見づらい。実施状況表５９ページ実施項目４２にホームページの充実とあるが、これは職員の方が作成されているのか。

〇事務局　作成に関しては、それぞれの担当の所管課職員がつくっている。

〇会長　トップページはプロに任せた方がよいと思う。

〇事務局　当初のデザインはプロであったが、更新関係はそれぞれの部署が行っている。市長もかねてから言っているように、市政の基本は情報発信なのでとにかく見て頂かないと話にならないため、ホームページについては、他の自治体や民間を参考にしながら改善していきたいと思う。とにかく市政の基本は情報発信、それをいかに市民の方に見て頂くかということから始まっていくので、もう一度市で検討したい。

〇事務局　この項目については、第３次大綱にもひとつの項目として位置づけている。さっそく取組みたい。

〇会長　ホームページは、トップページのデザインがアクセス数に影響してくる。残念ながら、周南市のホームページはたまに見るが、どこに何があるかわかりにくい。

〇委員　私は１週間に一度位見ているが、十分だと思う。

〇事務局　必要な情報が探しやすいホームページが一番だと思うので、色々工夫していきたい。現在のトップページになって２年程度たつ。

〇事務局　さらに関心をもって見ていただけるような形でホームページは充実させたい。それと常に最新の情報が載っているということが、当然ホームページの基本なので、それについては全庁的に取り組んで行きたいと考えている。

○会長　周南市は、動きが今結構はやくなっていると思う。しかし、ホームページの方は旧態依然としていて、市長のフェイスブックの方が情報が早い。

○委員　単純なことだが、ホームページで人口の変化を確認させていただいている。これが例えば７月末のものになると、１０日経過しても更新されない、もう少し早くならないだろうか。

○事務局　わかりました。きちんと担当部署に伝えます。

○委員　念のために申し上げると、去年の７月末と今年の７月末を比較すると、約９０５人減っている。そのようなことをチェックさせていただいている。

○事務局　クリックすると地区別や年齢別の詳細な表がでてくると思うが、月末現在で区切ってそれらをまとめると、ある程度の期間を要する。工夫次第では、全体の人口だけを先に載せて、後から詳細表を載せるという方法をとれば、市の人口だけはとりあえずわかると思う。所管課とも協議したい。

○事務局　そういう形で関心をもって見ていただいているので、大変ありがたいと思う。それに応えられるようにきちんとしていきたいと思う。

○委員　せっかく数字をきちっと出していただいており、概要版１ページ目には平成２２年、平成２３年、平成２４年と書かれているが、これは実績の数字か。

○事務局　そうである。

○委員　先ほど達成率を細分化した方がよいのではないかということを言ったが、せっかく目標を設定されているので、トータルの達成率だけではなくて、例えば、毎年度これだけの目標を設定していてどれだけの実績数値がでたか、毎年度効果額がどのくらいの達成率か、といったことも記載すると、目標に対して毎年度達成率が向上しているのか低下しているのかがよくわかると思う。そこまで探ると、一目で伝わってくると思う。実績だけの記載では、努力した分については一目でわからない。

○事務局　わかりました。

〇会長　ご意見もないようなので、議題（２）の協議を終了する。
予定していた議題は以上のとおりであるが、その他として事務局から連絡があれば、お願いしたい。

〇事務局　本日ご説明した実施状況については、本日意見をいただいた部分について担当の課に伝え、改善できるところは改善していきたいと思う。今後、本日の資料は、ホームページで公開する。

〇市長　あいさつ

〇会長　それでは、以上をもって本日のすべての協議を終了する。ありがとうございました。

（閉会）